古川都市計画総括図

事項			告示 年月日	告示 番号
都市計画区域決定（1,030ha）			S42. 5. 8	建設省告示第1610号
都市計画公園	増島児童公園（0.41ha）		S50. 9.12	町告示第25号
	都市計画緑地 千代の松原公園（2.40ha）		S51. 7.13 (H13. 4.24)	町告示第19号
	朝開公園（0.24ha）		S59. 1.25	町告示第3号
	嵯峨山公園（0.16ha）		S60.12.18	町告示第51号
	向町公園（0.31ha）		〃	町告示第51号
	地蔵堂公園（0.12ha）		〃	町告示第51号
	新栄公園（0.14ha）		〃	町告示第51号
	栄公園（0.11ha）		〃	町告示第51号
	杉崎公園（2.50ha）		H 6. 7.22	町告示第44号
用途地域決定		217.9ha	S54. 1. 1	町告示第1号
用途地域変更		222.2ha	H 2. 4. 2	町告示第22号
用途地域決定		222.2ha	H 8. 4. 1	町告示第14号
用途地域決定		274.4ha	H17. 7.12	市告示第89号
用途地域変更		274.4ha	H21.11.24	市告示第199号
用途地域変更		274.4ha	R 3. 3.10	市告示第75号
気多若宮緑地保全地区（2.1ha）			S56.10.20	県告示第853号
都市計画道路	県決定分		S57. 4. 6	県告示第353号
	町決定分		S57. 4. 6	町告示第15号
	駅前広場（4,900㎡）		H11.12.28	県告示第807号
準防火地域	町決定分		H 8. 4. 1	町告示第15号
火葬場	町決定（0.2ha）		H15. 3.27	町告示第7号

確認申請の手続の必要な建築物

適用区域	用途・構造		規模	工事種別
古川町全域	A 特殊建築物	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	その用途の床面積＞200㎡	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への用途変更
		病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設		
		学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・スポーツ練習場		
		百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飯食店・物品販売業を営む店舗		
		倉庫		
		自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・テレビスタジオ		
	B 木造		階数≧3又は延べ面積＞500㎡又は高さ＞13m又は軒高＞9m	
	C 木造以外		階数≧2又は延べ面積＞200㎡	
都市計画区域内 数河地区内 県知事指定区域（6条1項4号）	D すべての建築物		規制に関係なし	建築
古川町全域	建築設備	エレベーター・エスカレーターなど 特定行政庁が指定するもの（し尿浄化槽・合併処理浄化槽を除く）		設置
	工作物	煙突　高さ＞6m 柱　高さ＞15m 広告塔等　高さ＞4m 高架水槽・サイロなど　高さ＞8m 擁壁　高さ＞2m		築造
		観光用エレベーター・エスカレーター（一般交通用は除く） 高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターの類） 原動機付回転遊戯施設（メリーゴーラウンド、飛行塔の類）		
		（用途規制が適用される指定工作物） 製造施設・貯蔵施設・自動車車庫・遊戯施設・処理場等		

用途地域内の建築物の用途制限

□ 建てられる用途
■（青） 建てられない用途
①，②，③，④，▲ 面積，階数等の制限あり

区分	用途	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		②	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150㎡を越え、500㎡以下のもの		②	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を越え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの				●	●	○	○	○	●	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を越え、500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を越え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの				●	●	○	○	○	●	
	ホテル、旅館			▲	○	○	○	○	○		▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等			▲	●	●	○	○	○	●	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等				●	●	○	○	※	●	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等				●	●	○	○	※	●	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等					▲	○	○	※		▲ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等							○	▲		▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○		
	幼保連携型認定こども園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限 ※一団地の敷地内について別に制限あり	①	②	③	③	○	○	○	○	○	① 600㎡以下　1階以下 ② 3,000㎡以下　2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫					○	○	○	○	○	
	倉庫業を営まない倉庫			②	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下　2階以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎（15㎡を超えるもの）			▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	○	○	○	△	△	△	△	原動機の制限あり、▲ 2階以下 △制限無し
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下 ■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。 （著しい騒音を発生するおそれがあるもの等を除く。）
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場						②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場								○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									○	
	自動車修理工場			①	①	②	③	③	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が非常に少ない施設			②	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下　2階以下 ② 3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が少ない施設						○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量がやや多い施設								○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が多い施設									○	
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要									

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
※　特別用途地区等として大規模集客施設の制限あり
●　10,000㎡以下

記号

記号	記号	記号	記号
三角点	水準点	電子基準点	標高点
家屋	無壁舎	真幅道路	庭園路
徒歩道	建設中の道路	歩道　分離帯	横断歩道橋
普通鉄道	路面鉄道	特殊鉄道	索道
プラットホーム及び跨線橋	鉄道橋	送電線	都府県界
郡市及都内の区界	町村及市内の区界	区域界	へい
かき	土堤	神社	寺院
キリスト教会	学校	病院	交番
消防署	郵便局	工場	変電所
倉庫	火薬庫	揚・排水機場	役場支所及び出張所
官公署	裁判所	検察庁	税務署
森林管理署	公会堂 公民館	銀行	職業安定所（ハローワーク）
老人ホーム	保健所	協同組合	幼稚園 保育園
ガソリンスタンド	駐車場	門・屋門	鳥居
高塔	電波塔	風車	油井・ガス井
灯ろう	墓碑	記念碑	立像　路傍祠
独立樹	起重機	煙突	タンク
灯台　灯標	坑口・洞口	温泉　鉱泉	材料置場
太陽光発電設備	石段	水位観測所	噴火口 噴気口
植生界	耕地界	田	畑
桑畑	茶畑	果樹園	芝地
その他の樹木畑	広葉樹林	針葉樹林	竹林
滝	流水方向		

建物の形態規制

項目			第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	分類Ⅲ	分類Ⅴ
①建蔽率（%）			60		60／80			80		60		60	70
②容積率（%）	一般の敷地		100	200		200／300	200	200／300		200		200	
	敷地前面道路幅＜12m		上記の割合以下でかつ前面道路の幅員（m）×0.4					上記の割合以下でかつ前面道路の幅員（m）×0.6				幅員×0.4	幅員×0.6
③絶対高さ制限（m）			10	―								―	
④斜線制限	道路斜線	適用距離（m）	20			20／25	20					20	
		勾配	1.25					1.5				1.25	1.5
	隣地斜線	立上がり（m）	―	20				31				20	31
		勾配	―	1.25				2.5				1.25	2.5
	北側斜線	立上がり（m）	5	10	―							―	
		勾配	1.25		―							―	
⑤日影規制	対象建築物		軒高＞7m又は地上階数≧3	容積率200％区域のみ建築物高さ＞10m					―	建物高さ＞10m	―	建物高さ＞10m	―
	平均地盤面からの高さ（m）		1.5	4					―	4	―	4	―
	規制時間（h）	5m（敷地境界線からの水平距離）≦10m	4		5	5／対象外	5	5／対象外	―	5	―	5	対象外
		敷地境界線からの水平距離＞10m	2.5		3	3／対象外	3	3／対象外	―	3	―	3	対象外

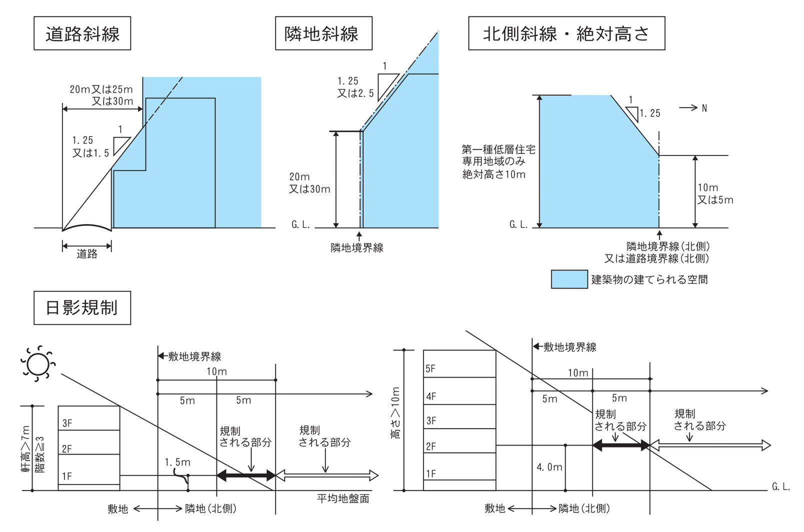

凡例

記号	凡例
	都市計画区域
	都市計画道路
	緑地保全地区
	都市計画公園
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
100／60	容積率%／建蔽率%
	準防火地域
	火葬場
	処理区域
	汚水幹線
	地区計画
	歴史的景観地区

1:10,000

0　100　200　400　600　800　1000m

飛騨市

株式会社パスコ　調製

この地図は、デジタルマッピング法により作成した1：2500都市計画基本図（平30　部公　第33号）のデータを縮小編纂したものである。

令和3年9月作成